

天童市高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種について

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種は、高齢者等を対象としたインフルエンザと同様にB類疾病の定期接種として、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として実施します。

ワクチン接種は個人の判断となります。接種の努力義務や市からの接種勧奨はありません。

ワクチンの効果と副反応のリスクの双方について理解し、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。

1 定期接種について

- ・対象者： 予防接種日において天童市内に住所を有する方で、下記のいずれかの要件に該当する
 - (1) 接種日において満65歳以上の方
 - (2) 接種日において満60歳から満64歳までの方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により身体障がい者手帳1級の交付を受けている方
- ・実施期間・接種回数
令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間内に一人1回
※医療機関によっては、接種開始が異なる場合があります。
※医療機関によっては、接種が早めに終了する場合があります。
- ・自己負担額：7,800円

2 予防接種の受け方について

1. 各自、天童市内委託医療機関に予約をして接種してください。
2. 医療機関にて、予診票裏面の説明書をお読みいただき、ご理解のうえ、予診票に必要事項を記入し、接種を受けます。

予防接種を受ける際の持ち物（予診票兼説明書は医療機関にあります。）

【必須書類】

本人確認書類（健康保険証やマイナンバーカードなど氏名、住所、生年月日が確認できるもの）、接種費用

3. 接種後は、医療機関窓口で自己負担額をお支払いします。

3 使用するワクチンについて

流行の主流ウイルスや有効性を踏まえ国によって決定され、「1価のJN.1、KP.2若しくはLP.8.1に対する抗原又は令和7年5月現在流行しているJN.1系統変異株に対して、広汎かつ頑健な中和抗体対応又は有効性が示された抗原を含む」ことに対応するワクチンとして薬事承認を受けた新型コロナウイルス感染症ワクチンとして薬事承認を受けたものとされています。

どの製薬会社のワクチンを接種するかは、医療機関によって異なりますので接種医療機関にお問い合わせください。

問い合わせ先 天童市健康福祉部健康課 健康企画係 TEL023-652-0884